

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="169 904 770 1771"> <tr> <td data-bbox="169 904 555 954">[略]</td> <td data-bbox="555 904 770 954">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 954 555 1240">3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、国際監、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="555 954 770 1240">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1240 555 1722">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="555 1240 770 1722">総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、国際監、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1722 555 1771">[略]</td> <td data-bbox="555 1722 770 1771">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、国際監、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、国際監、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監	[略]	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="855 904 1457 1771"> <tr> <td data-bbox="855 904 1241 954">[略]</td> <td data-bbox="1241 904 1457 954">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 954 1241 1240">3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、国際監、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1241 954 1457 1240">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1240 1241 1722">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="1241 1240 1457 1722">総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、国際監、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1722 1241 1771">[略]</td> <td data-bbox="1241 1722 1457 1771">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、国際監、 <u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、国際監、 <u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監	[略]	[略]
[略]	[略]																
3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、国際監、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、国際監、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監																
[略]	[略]																
[略]	[略]																
3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、国際監、 <u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、医師支援推進監、競馬改革推進監及び県産米戦略監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、国際監、 <u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、医師支援推進監、競馬改革推進監又は県産米戦略監																
[略]	[略]																
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この訓令は、令和2年4月14日から施行する。